

# 業 務 仕 様 書

## 1 業務名

令和3年度事業承継マッチング支援事業委託業務

## 2 事業概要及び業務目的

現在、中小企業における後継者不在による廃業が大きな社会課題となっており、国は「事業承継5ヶ年計画」を策定し、平成29年度からの5年程度を事業承継支援の集中実施期間とし、支援体制、支援施策を強化している。

特に、北海道は全国の都道府県の中でも後継者不在率が高く、道内の地域別に見ても札幌市を含む石狩地域の後継者不在率が最も高い状況にある。

札幌市を含む「さっぽろ連携中枢都市圏」の構成市町村（札幌市、小樽市、岩見沢市、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、当別町、新篠津村、南幌町及び長沼町）が活力ある経済基盤を維持し続けるためには、このような後継者不在を原因とした廃業を防ぐことが急務であることから、後継者不在であり、事業承継に関する課題を抱える中小企業事業者（以下、「譲渡希望者」という。）に対し、当該事業の譲受けを希望する起業志望者等（以下、「譲受希望者」という。）を紹介するなど、円滑な事業承継を支援することで、域内における廃業による経済的損失を防ぐのみならず、創業支援につなげることを目的とする。

## 3 業務委託期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

## 4 業務内容

### (1) ポータルサイトの運用・マッチング支援

譲渡希望者の事業概要等について、関心のある事業者等が閲覧できる事業承継マッチングポータルサイト（以下、「ポータルサイト」という。）を構築・運用し、ポータルサイトを閲覧し事業承継（譲渡・譲受の双方）を希望する方からの問い合わせに対応する。

また、ポータルサイトを閲覧し、事業の譲渡に関する支援やポータルサイトへの掲載を希望する事業者に対しては、下記(2)と同様に面談・相談対応を実施のうえ、事業者の情報について、ポータルサイトへの登録及び公開を行う。このとき、下記(2)と同様に「事業承継診断結果（カルテ）」を毎月の業務完了時に提出するものとする。

なお、ポータルサイトの構成、レイアウト及び閲覧可能な事業概要等については、別紙1を基本とし、必要に応じて委託者と受託者の協議により修正することができるものとする。

加えて、譲受希望者からの問い合わせにも対応し、下記(2)で支援を行った譲渡希望者とのマッチング支援を行う。その際、譲受希望者の概要及び

意向等分かる「譲受希望者登録シート」を作成するものとする。「譲受希望者登録シート」の様式は、別紙2を基本とし、必要に応じて委託者と受託者の協議により修正することができるものとする。

ここでいうマッチング支援は、受託者が譲渡希望者及び譲受希望者の意向や希望条件に合致する相手方をそれぞれに提案し、双方が相手方の希望を踏まえたうえで、事業承継に向けた交渉の開始を了解した段階に至るまでの支援を想定しており、上記支援が完了した案件は下記(3)のとおり原則、北海道事業引継ぎ支援センター（令和3年4月1日より「北海道事業承継・引継ぎ支援センター」に改称予定。以下、「引継ぎ支援センター」という。）をはじめとする公的支援機関に引き継ぐこととする。ただし、対象事業者が、引継ぎ支援センターによる支援を希望しないなど、やむを得ない事情がある場合については、当該事業者と事業承継等に関する契約関係にある支援者等に引き継ぐこととする。

引継ぎに当たっては、引継ぎ先との連携を密にするとともに、対象事業者及び引継ぎ先に対し、これまでの経緯や今後の手続きの流れ等について十分な説明を行い、円滑な引継ぎとなるよう留意すること。また、引継ぎ後も適宜状況を把握するとともに、その状況について定期的に委託者へ報告すること。

なお、引継ぎ支援センターへの引継ぎに当たっては、同センターによる支援の概要について事前に説明するとともに、別紙3に定める「事業引継ぎ交渉開始確認書」を、譲渡希望者・譲受希望者双方から徴取した上で、引継ぎを行うこととする。当該確認書の様式は、必要に応じて、委託者と受託者の協議により修正することができるものとする。

## (2) 譲渡希望者（候補者を含む）への面談・相談対応

委託者による別途調査でリストアップした譲渡希望者（候補者を含む）に対して積極的な連絡及び訪問を行い、事業承継に関する基礎知識を説明した上で、事業承継の個別相談に応じ、相談内容・課題に沿った適切なアドバイスを行うこと。

なお、この訪問に当たっては、受託者の存する地域及び訪問予定先の新型コロナウイルス感染症の流行状況等を勘案の上、対象事業者と相談の上、決定すること。必要に応じて、委託者の指示を仰ぐこと。

また、譲渡希望者に対しては、上記(1)の事業承継マッチングポータルサイトの紹介及び掲載に向けた案内を行い、掲載を希望し、承諾を得られた事業者の情報について登録・公開を行う。

なお、委託者が別途調査によりリストアップした事業者は、以下の全ての条件を満たす中小企業を想定するが、委託者の都合により変更となる場合がある。

- ・ 代表者の年齢が令和3年4月1日時点で60歳代後半
- ・ 後継者がいない又は未定と回答している。
- ・ 事業譲渡に関心がある又は関心がなく廃業予定と回答している。

・さっぽろ連携中枢都市圏において事業を営んでいる。

面談・相談対応結果については、事業者ごとに「事業承継診断結果（カルテ）」を作成し、毎月の業務完了時に提出すること。「事業承継診断結果（カルテ）」の様式は、別紙4を基本とし、必要に応じて、委託者と受託者の協議により修正することができるものとする。

### (3) 他支援機関との連携・配慮

事業承継に関する支援は、札幌市のみならず、国や他の中小企業支援機関も取り組んでいることから、これらの支援機関と連携し、提供する支援策を積極的に活用しながら支援を行うこと。

なお、上記(1)のマッチング支援が完了した案件について、北海道事業引継ぎ支援センターをはじめとする支援機関又は支援者へ引継いだ場合であっても、事業承継手続きが完了するまで、必要に応じて支援に協力するなど、円滑に手続きが進行するよう配慮すること。

また、事業譲渡に関心がある事業者において、契約関係にあるなど密に関係している金融機関や税理士等の支援者がいる場合は、当該事業者と支援者の関係に細心の注意を払い、トラブルとならないよう配慮すること。

### (4) 札幌市創業支援等事業計画参画機関への情報共有

起業志望者の情報を豊富に有する当該参画機関に対して、ポータルサイトの掲載内容更新情報を適宜提供する。情報の提供手法は問わないが、新規登録情報が2週間以内に各参画機関に届くような手法を用いること。なお、参画機関の連絡先等は委託者から受託者へあらかじめ提供する。

<札幌市創業支援等事業計画 HP>

<http://www.city.sapporo.jp/keizai/center/plaza.html>

### (5) 事業周知

ポータルサイトの認知度向上を図るため、事業対象者及び関係機関等に積極的に周知を図ること。

### (6) 事業計画書の作成

受託者は、委託契約締結後速やかに、業務内容の詳細、業務項目ごとの実施スケジュールを含めた「事業計画書」を作成のうえ、委託者に提出し承認を受けること。

### (7) 事業の進捗状況等報告

受託者は1か月ごとに事業の進捗状況及び成果について「月別実施報告書」を作成し、翌月5営業日を目途に委託者へ報告すること。ただし、3月分については令和4年3月31日までに委託者へ報告すること。

### (8) 実施結果の報告

受託者は、業務完了後、業務全体の「実施報告書」を作成し、令和4年3月31日までに書面及び電磁データで委託者に提出すること。

その際に、上記(1)(2)の事業者ごとの面談・相談対応結果（「事業承継診断結果（カルテ）」）及び譲受希望者等の「譲受希望者登録シート」も同様に提出すること。

また、ポータルサイトの掲載データについても委託者の指定する方式で電磁データを提出すること。

(9) その他

当該業務の実施にあたり、受託者が上記以外の事柄で、目的の達成に効果的と考える事柄があれば、委託費の範囲内で提案を行うことができるものとする。

5 実施体制

(1) 人員

中小企業の事業承継支援に優れた能力・知識・経験等を有する専門家を複数配置すること。

(2) 場所

上記業務内容を遂行できるのであれば、実施場所は問わない。

6 留意事項

(1) 受託者は、この業務の遂行にあたり知り得た秘密について、自己の役員もしくは従業員、弁護士や税理士等の専門家、グループ内企業、資本提携先企業又は委託先（委託先候補を含む。）以外の第三者に漏洩することがないようにし、業務遂行目的外に使用しないこと。

この規定は、この委託契約が終了又は解除された後においても継続して有効とする。

(2) 本業務において収集し、提出したデータは、全て委託者に帰属する。

(3) 受託者は、「個人情報の保護に関する法律」及び「札幌市個人情報保護条例」を遵守すること。

(4) 本業務の遂行に当たってクレームが発生した場合には迅速かつ誠実な対応を行うとともに、委託者に報告すること。

(5) 本業務の履行において、使用する製品等を含め環境負荷の低減に努めること。

(6) 環境に関する諸法令に従い、業務を実施すること。

(7) 本業務の全部を第三者に委託（以下「再委託」という。）してはならない。

業務遂行上、本業務の一部を再委託する必要がある場合は、あらかじめ委託者に申し出ること。なお、再委託を行うことが仕様書等の趣旨及び内容に照らし合わせ不相当と認められる場合、再委託を承認しないことがある。なお、受託者は、第三者委託先（委託先候補を含む。）へ秘密情報を開示する場合は、当該委託先（委託先候補を含む。）に本仕様書と同等の秘密保持義務を遵守させなければならず、また当該委託先（委託先候補を含む。）による秘密情報の取り扱いについて一切の責任を負う。この規定は、この委託契約が終了又は解除された後においても存続継続して有効とする

(8) 本仕様書に記載のない事項については、委託者の指示に従うこと。

(9) 本業務の執行において不明な点や変更を要する点が発生した場合、及び本

仕様書に定めのない事項については、随時、委託者と受託者との間で十分な協議を行い、決定するものとする。

- (10) 役務契約約款において本仕様書と異なる定めがある場合は、役務契約約款を優先して適用させる旨の定めのない限り、本仕様書が役務契約約款に優先して適用される。

7 本件に係る問い合わせ・報告書提出先

〒060-8611

札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所本庁舎 15階北側

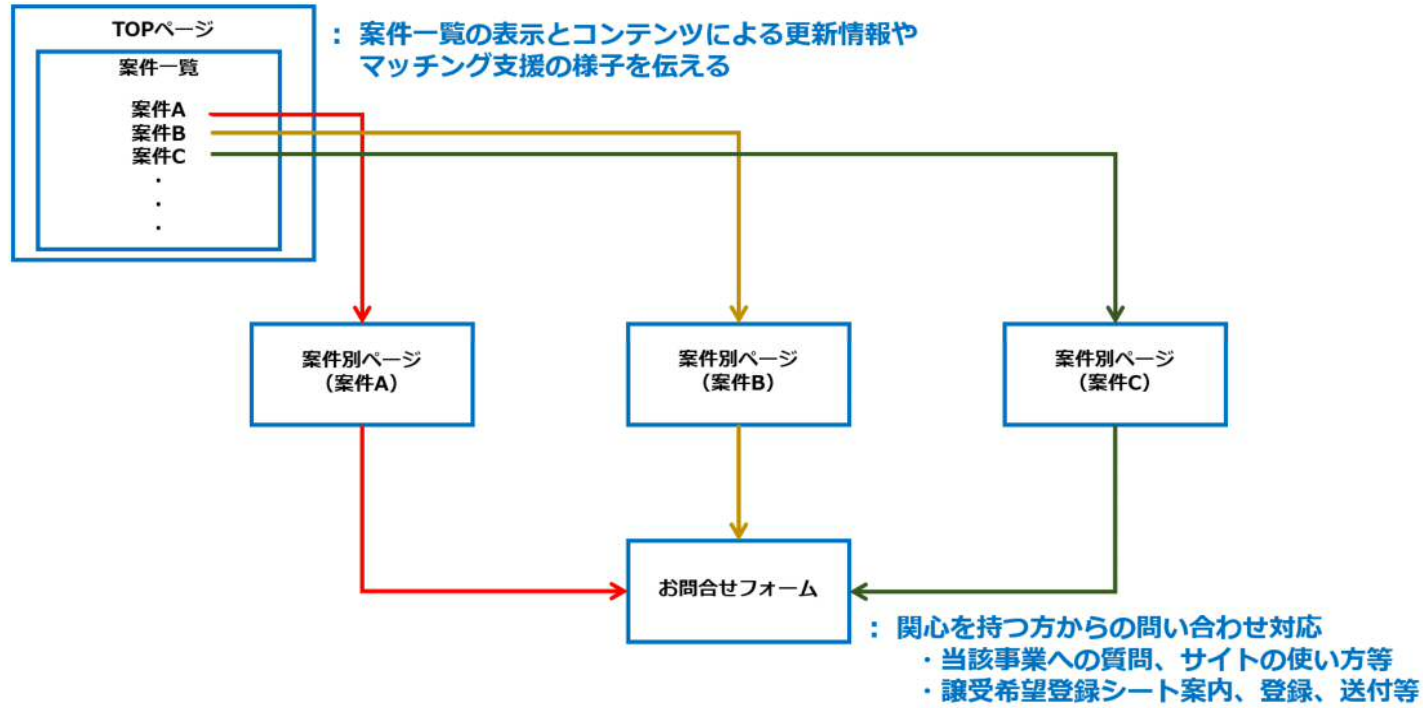
札幌市役所経済観光局産業振興部商業・経営支援担当課

山本・原田

TEL : 011-211-2372 FAX : 011-218-5130

E-mail : kin-yu@city.sapporo.jp

サイトマップ



探選案件 譲受案件 その他

\*案件一覧 (譲渡案件)

検索項目は不要であれば削除

案件の検索

業種

業種 (大区分) 業種 (中区分) 業種 (小区分)

地域

全国  
 北海道  東北  関東・甲信越  中部・北陸  近畿  中国・四国  九州・沖縄  その他

案件の条件

売上高 利益水準の下限 設立年数 事業運営人数の規模 売却希望時期 負債の有無 交渉希望範囲 (法人・個人)

売買希望価格  
 対象外  ~99万円  100~299万円  300~500万円  500~999万円  1,000~1,999万円  2,000~2,999万円  3,000~4,999万円  5,000万円~1億円以下  1億円~5億円以下  5億円超

検索条件をクリア

条件を消去 条件を検索

検索結果

★案件化対応必要★ 北海道札幌市 ボイラー設置工事業

受付中 0 0 専門家「あり」 お気に入り登録

業種(中分類)	地域	売上高	売却希望価格	取引希望期限
建設・工事関連	北海道	1億円~2億5,000万円未満	対象外	時期未定

業種 地域 売上高 売却希望価格 取引希望期限

★案件化対応必要★ 北海道札幌市 大手電機メーカー代理店 電気機

受付中 0 0 専門家「あり」 お気に入り登録

業種(中分類)	地域	売上高	売却希望価格	取引希望期限
電気機械器具関連	北海道			時期未定

業種(中分類) 地域 売上高 売却希望価格 取引希望期限

★非公開案件 福井 大手企業を顧客に持つアルミチップ製造業

受付中 0 0 専門家「あり」 お気に入り登録

業種(中分類)	地域	売上高	売却希望価格	取引希望期限
金属製品・加工関連	中部・北陸	1,000~5,000万円未満	非公開です。	時期未定

業種(中分類) 地域 売上高 売却希望価格 取引希望期限

以下、登録されている案件が並ぶ

案件詳細

★案件化対応必要★ 北海道札幌市 ボイラー設置工事業



業種	地域	売上高	売却希望価格	取引希望期限
建設・工事関連	北海道	1億円~2億5,000万円未満	対象外	短期予定

ボタン押下で問い合わせフォームへ

法人情報

法人名	北海道 福祉器具設置工事業	法人名	
アドバイザー名	ビスマ運営事務局	アドバイザー名	アドバイザーの要否
売上高	1億円~2億5,000万円未満	売上高	営業利益
負債総額	非開示	負債総額	総資産額
対象会計年度	2018年 2月	対象会計年度	設立年
		設立年	設立20~50年未満

案件情報詳細

売却希望価格	対象外	売却希望価格	運営人数イメージ	5人未満	運営人数イメージ
対象資産	対象外	対象資産	取引希望期間	短期予定	取引希望時期
交渉希望範囲	関わらない	交渉希望範囲	交渉希望地域	北海道	交渉希望地域
掲載理由	その他	掲載理由			
市場規模 (主要顧客、提供可能なサービス)	市場規模 (主要顧客、提供可能なサービス)				
差別化要素	差別化要素				
補足情報	補足情報				



# 譲受希望者登録シート

法人名		住所		管理NO	
業種		売上	M	営利	M
代表者		URL		連絡先	

< 譲受希望案件について >

具体的候補先
<input type="checkbox"/> 有り <input type="checkbox"/> 無し
(有りの場合)
掲載案件NO

業種					
売上規模		営利		負債総額	
総資産額		予算		道府県	
対象資産	<input type="checkbox"/> 株式譲渡 (従業員含む) <input type="checkbox"/> 事業譲渡	運営人数		AD ※1	<input type="checkbox"/> 有り <input type="checkbox"/> 無し
購入時期	<input type="checkbox"/> 至急 <input type="checkbox"/> 1年以上先 <input type="checkbox"/> 半年内 <input type="checkbox"/> 未定 <input type="checkbox"/> 1年内 <input type="checkbox"/> いつでも	買収資金	<input type="checkbox"/> 自己資金 <input type="checkbox"/> 外部借入 <input type="checkbox"/> その他 ( )	専門家 ※2	<input type="checkbox"/> 必要 <input type="checkbox"/> 不要

※1 既に外部コンサル等による支援を受けている場合は「有」

※2 今後専門家の支援を希望される場合は「必要」をそれぞれご選択下さい

< その他補足事項 >

## 事業引継ぎ交渉開始確認書（譲受希望者用）

\_\_\_\_\_（以下「譲受希望者」という。）は、\_\_\_\_\_（以下「譲渡希望者」という。）の事業引継ぎを目的とする事業提携（以下「本件」という。）について真摯かつ誠実に検討を行うことを約し、次の内容について確認する。

## 第1条（守秘義務）

譲受希望者は、譲渡希望者及びその代理人等（以下「譲渡希望者等」という。）を通じて入手した情報（以下「秘密情報」という。）について厳に秘密を保持し、企業提携の可能性を検討する目的にのみ使用するものとし、当該目的のために必要な範囲内で取締役、監査役、従業員、弁護士、税理士及び公認会計士（ただし、これらの者は法律または契約で機密保持義務を負うことを条件とする）に開示する場合を除き、譲渡希望者等の事前承諾なく第三者に開示、漏洩してはならないものとする。

ただし、札幌市、株式会社ビジネスマーケット及び北海道事業引継ぎ支援センター（令和3年4月1日より「北海道事業承継・引継ぎ支援センター」に改称予定。以下、「引継ぎ支援センター」という。）に対しては、本件の遂行に必要な範囲で開示することができる。

## 第2条（引継ぎ支援センターの支援）

譲受希望者は本確認書調印後、本件を進めるために引継ぎ支援センターが中立的立場で支援に入ることに同意し、資料の開示等に協力するものとする。

## 第3条（デューデリジェンス）

譲受希望者は、譲渡希望者等に対し、本件譲受対価等について検討するための調査（以下「デューデリジェンス」という。）を行うことができるものとし、譲渡希望者等はこれに誠実に協力するものとする。

2 デューデリジェンスの結果、譲受希望者が本件譲渡の目的を達成することができないと合理的に認めるときは、最終契約の締結を拒絶することができるものとする。

## 第4条（有効期間）

本確認書の内容は確認書の日付より発効し、書面によって解除される場合または最終契約の履行が完了した場合を除き、本確認書の日付から180日を経過する日まで有効とする。ただし、書面によって合意することで、本確認書の有効期間を延長することができる。

年 月 日

（譲受希望者） 所在地  
会社名  
代表者氏名

印

担当者氏名  
連絡先

## 事業引継ぎ交渉開始確認書（譲渡希望者用）

\_\_\_\_\_（以下「譲渡希望者」という。）は、第三者への事業引継ぎを目的とする事業提携（以下「本件」という。）について真摯かつ誠実に検討を行うことを約し、次の内容について確認する。

## 第1条（守秘義務）

譲渡希望者は、譲受希望者及びその代理人等（以下「譲受希望者等」という。）を通じて入手した情報（以下「秘密情報」という。）について厳に秘密を保持し、企業提携の可能性を検討する目的にのみ使用するものとし、当該目的のために必要な範囲内で取締役、監査役、従業員、弁護士、税理士及び公認会計士（ただし、これらの者は法律または契約で機密保持義務を負うことを条件とする）に開示する場合を除き、譲受希望者等の事前承諾なく第三者に開示、漏洩してはならないものとする。

ただし、札幌市、株式会社ビジネスマーケット及び北海道事業引継ぎ支援センター（令和3年4月1日より「北海道事業承継・引継ぎ支援センター」に改称予定。以下、「引継ぎ支援センター」という。）に対しては、本件の遂行に必要な範囲で開示することができる。

## 第2条（引継ぎ支援センターの支援）

譲渡希望者は本確認書調印後、本件を進めるために引継ぎ支援センターが中立的立場で支援に入ることに同意し、資料の開示等に協力するものとする。

## 第3条（デューデリジェンス）

譲受希望者等は、譲渡希望者に対し、本件譲渡対価等について検討するための調査（以下「デューデリジェンス」という。）を行うことができるものとし、譲渡希望者はこれに誠実に協力するものとする。

2 デューデリジェンスの結果、譲受希望者等が本件譲渡の目的を達成することができないと合理的に認めるときは、最終契約の締結を拒絶することができるものとする。

## 第4条（有効期間）

本確認書の内容は確認書の日付より発効し、書面によって解除される場合または最終契約の履行が完了した場合を除き、本確認書の日付から180日を経過する日まで有効とする。ただし、書面によって合意することで、本確認書の有効期間を延長することができる。

年 月 日

（譲渡希望者） 所在地  
会社名  
代表者氏名

印

担当者氏名  
連絡先